

## 【研究ノート】

# 仁田モダリティ論の変遷とゆくえ

竹 林 一 志

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 仁田（1991）から仁田（2009）までの変遷
- 3 仁田（2009）以降の変更
  - (1) 客体的モダリティ
  - (2) 発話・伝達のモダリティに関して
  - (3) 仁田（2014b）・仁田（2014c）について
- 4 仁田モダリティ論についての提言
- 5 おわりに

## 1 はじめに

仁田義雄氏（1946年～）は、長年にわたって日本語の文論（特にモダリティ論）を牽引してきた代表的な論者である。本稿筆者は、竹林（2010）において、仁田（1991）から仁田（2009）までの仁田氏のモダリティ論の変遷を詳細に見た。本稿では、仁田（2009）以降に加えられた、仁田モダリティ論の変更を見ながら、その変更の意味——なぜ、そのような変更がなされたのか。また、その変更は有効なのか——を考え<sup>1)</sup>、仁田モダリティ論の今後の展開について私見を述べる。

## 2 仁田（1991）から仁田（2009）までの変遷

本稿の中心は仁田（2009）以降の仁田モダリティ論の展開を見ることにあるが、そのためにも、仁田（2009）までの変遷をまとめておきたい（詳細は竹林 [2010] に記した）。

仁田（1991）は、〈言表事態を言表態度が包むことによって文が成立する〉<sup>2)</sup> という文観に立ち、「言表態度」を「モダリティ」と「丁寧さ」<sup>3)</sup> に分ける。

仁田（1991）の言う「モダリティ」とは「現実との関わりにおける、発話時の話し手の立場からした、言表事態に対する把握のし方、および、それらについての話し手の発話・伝達の態度のあり方の表し分けに関わる文法的表現」（p.18）のことであり、「言表事態めあてのモダリティ」「発話・伝達のモダリティ」という二種に分けられている。

「言表事態めあてのモダリティ」とは「発話時における話し手の言表事態に対する把握のし方の表し分けに関わる文法表現」（pp.18-19）であり、「発話・伝達のモダリティ」

とは「文をめぐっての発話時における話し手の発話・伝達の態度のあり方、つまり、言語活動の基本的単位である文が、どのような類型的な発話－伝達の役割・機能を担っているのかの表し分けに関わる文法表現」(p.19)である。

さらに、「言表事態めあてのモダリティ」は「判断」(認識系)と「待ち望み」(情意系)に下位分類され<sup>4)</sup>、「発話・伝達のモダリティ」は「働きかけ」「表出」「述べ立て」「問いかけ」に下位分類される<sup>5)</sup>。

「言表態度」を「モダリティ」と「丁寧さ」に分けるという仁田(1991)の考えは、仁田(1997)において変更される。「言表態度＝モダリティ」とされ、「丁寧さ」は、「〈働きかけ〉や〈問いかけ〉などとは、異なったものではあるが、やはり発話・伝達のあり方に関わるものである」(仁田, 1997, p.276)ことから、発話・伝達のモダリティの下位類に位置づけられたのである。この変更により、発話・伝達のモダリティは「発話機能のモダリティ」(「働きかけ」「表出」「述べ立て」「問いかけ」と「丁寧さ」とに分けられることになる。

「丁寧さ」を発話・伝達のモダリティの下位類としたことは、仁田モダリティ論にとって大きな意味をもつ。なぜなら、モダリティのモダリティらしさは文類型を決定するところにあるという、仁田モダリティ論における文類型重視の見方を弱めることになったからである。「丁寧さ」は文類型の決定に関与しない。だからこそ、仁田(1991)ではモダリティと区別されていたのである。その「丁寧さ」を発話・伝達のモダリティの一種としたことにより、仁田モダリティ論に様々な変更が加えられていく。

まず、文類型を決定するものではないために「副次的モダリティ」(仁田, 1991, p.69)と呼ばれていた「なければならぬ」「べきだ」等が、仁田(1999)において、「評価類」として言表事態めあてのモダリティの下位類(「認識類」とともに「判断系」の一種をなすもの)となる。仁田(2009)では、仁田(1991)における、言表事態めあてのモダリティの二分類(「判断」「待ち望み」)が、「認識のモダリティ」(仁田[1991]の「判断」に相当)、「(当為的な)評価のモダリティ」(仁田[1999]の「評価類」に相当)、「意志願望的把握」(仁田[1991]の「待ち望み」に相当)という三分類になっている<sup>6)</sup>。

また、仁田(1997)において「丁寧さ」が発話・伝達のモダリティの下位類となったことにより、発話・伝達のモダリティの概念規定も変更を余儀なくされる。仁田(1991)は、発話・伝達のモダリティを次のように規定している。

文をめぐっての発話時における話し手の発話・伝達の態度のあり方、つまり、言語活動の基本的単位である文が、どのような類型的な発話－伝達の役割・機能を担っているのかの表し分けに関わる文法表現である。(p.19. 下線, 竹林)

この規定が仁田(1999)で次のように変更される(以降、仁田[2000, 2009]でも同様の規定である)。

言語活動の基本的単位である文が、どのようなタイプの発話・伝達的な役割・機能

を担っているのかといった発話・伝達の機能類型や話し手の<sup>7)</sup>発話・伝達の態度のあり方を表したものである。(p.69。下線, 竹林)

仁田 (1991) の規定で「A, つまり, B」とされていたのが, 仁田 (1999) では「B やA」となっている。〈A=B〉という見方が〈A≠B〉という見方へ変わったのである。「丁寧さ」は, A (「(発話時における)話し手の発話・伝達の態度のあり方」)ではあるが, B (「発話・伝達の機能類型」)に關与するものではない。「丁寧さ」を発話・伝達のモダリティの一種とする以上, 発話・伝達のモダリティの規定は上のように変更されざるを得ない。

さらに, 仁田 (2009) において, 発話・伝達のモダリティの下位類に「述べ方」が加えられる。「述べ方」とは, 終助詞「よ」「ね」「ぞ」等によって「文をどのような述べ方の態度を伴わせて述べるかを表したもの」(仁田, 2009, p.24)である。仁田 (1991) では, 終助詞「ね」を発話・伝達のモダリティだとしつつも, 「述べ方」のような下位類を立ててはいなかった。「よ」「ね」「ぞ」等は, 文類型を決定しない「副次的モダリティ」だからである。しかし, 文類型の決定に關与しない「丁寧さ」を発話・伝達のモダリティの下位類として認め, 発話・伝達のモダリティの規定を先のように変更したからには, 「よ」「ね」「ぞ」等も, れっきとした, 発話・伝達のモダリティの下位類と見なさなければならなくなる。このようにして, 仁田 (1997) における, 発話・伝達のモダリティの二分類 (「発話機能のモダリティ」「丁寧さ」)が仁田 (2009) では「発話機能のモダリティ」「丁寧さ」「述べ方」という三分類になった。

### 3 仁田 (2009) 以降の変更

仁田 (2013) では, 仁田 (2009) までのモダリティ論に幾つかの変更が加えられている。本節では, おもに仁田 (2013) の論を見ながら, 仁田モダリティ論の現状をpushしえたい。

#### (1) 客体的モダリティ

仁田 (1991) から仁田 (2009) まで, 仁田氏は, モダリティを言表事態めあてのモダリティと発話・伝達のモダリティとに二分類していた。ところが, 仁田 (2013) では, 「広義モダリティ」として「事態めあてのモダリティ」(「言表事態めあてのモダリティ」に相当), 「発話・伝達のモダリティ」, 「客体的モダリティ」という三類を挙げる。

新規に追加された「客体的モダリティ」とは「事態の実現の可能性や傾向性といった事態実現の様相や, 主体の意図性・願望性といった主体の事態への構えを表したもの」(p.154)であり, 「事態実現の様相」(可能性, 傾向性)と「主体の事態への構え」(意図性, 願望性)とに大別されている。具体的には, 「～しかねない」「～しないとも限らない」などが「可能性」の表現, 「～しがちだ」「～しにくい」などが「傾向性」の表現, 「～するつもりだ」「～してみせる」などが「意図性」の表現, 「～したい」「～してほし

い」などが「願望性」の表現である<sup>8)</sup>。

客体的モダリティは、「客体的」という用語で表されているとおり、「命題（竹林注：言表事態）内容内の存在」（p.155）である。モダリティを広めに捉えて、「命題内容内の存在」たるモダリティを認め、「命題の中にもモダリティが現れる」（p.140）としたところに、仁田（2013）の論の大きな特徴がある。

## （2）発話・伝達のモダリティに関して

仁田（2013）では、発話・伝達のモダリティに関しても変更が加えられている。

まず、仁田（2009）で「述べ方」と呼ばれていたもの（発話・伝達のモダリティの下位類の一つ）が、仁田（2013）では「副次的モダリティ」という名称になっている（よって、仁田〔2013〕における、発話・伝達のモダリティの下位類は「発話機能のモダリティ」「丁寧さ」「副次的モダリティ」の三つ）。〈終助詞「よ」「ね」「ぞ」等は、文類型の決定に関与しない、あくまでも副次的なものである〉という従来からの見方が前面に出た名称変更である。

「述べ方」という名称は、終助詞のみならず、広範囲のものを含んでいるような印象を与えかねなかったが、「副次的モダリティ」はどうであろうか。文類型を決定しない点では、「丁寧さ」（発話・伝達のモダリティの下位類の一つ）や「当為評価のモダリティ」（事態めあてのモダリティの下位類の一つ）も同様である。本稿第2節で見たように、仁田（1991）では、「なければならない」「べきだ」等についても「副次的モダリティ」と呼んでいた。仁田（2009）の「述べ方」を仁田（2013）で「副次的モダリティ」という名称に変更した以上、「丁寧さ」や「当為評価のモダリティ」に関して「副次的（な）モダリティ」という用語が使えないことは言うまでもない。

また、仁田（2013）では、発話・伝達のモダリティの中心をなす「発話機能のモダリティ」の下位分類が、従来の四分類（「働きかけ」「表出」「述べ立て」「問いかけ」）から「働きかけ」「問いかけ」「表明・表出」という三分類になっている（「表明・表出」は「仮称」[p.149]とされている）。

「表明・表出」とは「ある捉え方を伴った情報・判断や、意志・願望・希望といった自らの心的な情意を、取り立てて他者への伝達を意図することなく——他者への伝達を目指す場合もあれば目指さない場合もある、という姿勢で——発する<sup>9)</sup>という発話・伝達の態度」（p.149）である。「表明」は「聞き手がいる対話の場合」（p.145）であり、「表出」は「聞き手のいない独話の場合」（p.146）である。「表明・表出」は「判断系」と「情意系」に分かれる。

「判断系」は、従来の「述べ立て」に相当するものであり、「どうやら会議が始まったようだ。」（p.148）のような狭義「述べ立て」と「やっぱり僕が間違っていたのかな。」（p.146）のような「疑念」がある。「疑念の表明・表出も広い意味では述べ立ての一種」（p.149）である。

「表明・表出」の「情意系」は、従来の「表出」に相当するものであり、「この仕事は今夜中に片づけておこう。」（p.149）のような「意志」、「出来ればもう一度彼に会いたい。」

(p.149) のような「希望」, 「明日, 天気になあれ!」 (p.149) のような「願望」がある。

仁田モダリティ論において別立てにされてきた「述べ立て」「表出」を, 仁田 (2013) が「表明・表出」として一つにまとめたのは, 「述べ立て」にせよ「表出」にせよ, 何かを「取り立てて他者への伝達を意図することなく——他者への伝達を目指す場合もあれば目指さない場合もある, という姿勢で——発する」ものである (その点で「述べ立て」と「表出」とが共通性を有する) ためであろう。ただ, 仁田 (2013) の「表明・表出」における「表出」は, 従来の仁田モダリティ論における「表出」と同じ言葉でありながら, 従来と異なる概念で使われており, やや紛らわしい観がある (従来は, 「述べ立て」の「表出」というものは用語法上あり得なかったが, 仁田 [2013] では「述べ立て」の「表出」がある)。

仁田 (2013) における「発話機能のモダリティ」の三分類 (「働きかけ」「問いかけ」「表明・表出」) は, 仁田 (2014a) では元の四分類に戻っている (ただし, 従来の「表出」は「意図・願望」という名称になっている)。仁田 (2014a) は, 「モダリティの体系を暫定的に次のように設定する」 (p.58) として, 「働きかけ」「意図・願望」を「事態実現系」と呼び, 「述べ立て」「問いかけ」を「判断情報系」と呼ぶ<sup>10)</sup>。事態実現系は「テンスを持たず, 認識のモダリティが現れない」 (p.59) のに対して, 判断情報系は「テンスが出現し, 認識のモダリティが関わる」 (p.59) という相違がある。

仁田 (2014a) が, 仁田 (2013) における「発話機能のモダリティ」の三分類を四分類に戻したのは, (発話機能の) モダリティを「事態実現系」「判断情報系」という二種に分けたことによるものではなかろうか。〈「表明・表出」の「情意系」は「事態実現系」であり, 「表明・表出」の「判断系」は「判断情報系」である〉という整理の仕方も可能であるように見えるかもしれないが, やはり, それでは問題であろう。「表明・表出」と相並ぶ「働きかけ」「問いかけ」が, 片や「事態実現系」, 片や「判断情報系」に属するのに対して, 「表明・表出」には「事態実現系」のものと「判断情報系」のものがあるというのでは, 不揃いであるのみならず, 「表明・表出」というカテゴリー自体の性格が, 「事態実現系」「判断情報系」のいずれでもないという不明瞭なものとなってしまう。「事態実現系」「判断情報系」という二種を立てる以上は, 「働きかけ」「問いかけ」「表明・表出」という三分類では不都合なのであった<sup>11)</sup>。

### (3) 仁田 (2014b)・仁田 (2014c) について

仁田 (2014b) と仁田 (2014c) は, 仁田 (2013)・仁田 (2014a) より後に世に出たものであるが, 仁田 (2013)・仁田 (2014a) 以降の仁田氏の見方を反映したものではないと考えられる<sup>12)</sup>。

仁田 (2014c) は, 仁田 (2009) とほぼ同じ文章を異なる題名で出した, 再録に近いものである。

また, 仁田 (2014b) は, 刊行が予定より大幅に遅れた事典における「モダリティ」の項目の解説である。事態めあてのモダリティの下位類として「認識のモダリティ」「評価のモダリティ」を取り上げているが, 「意志願望的把握 (待ち望み)」への言及はない<sup>13)</sup>。



また、発話・伝達のモダリティに関しても、「働きかけ」「問いかけ」「述べ立て」「意志表出」「感動表出」<sup>14)</sup> についての説明はあるが、「丁寧さ」「述べ方（仁田 [2013] の副次的モダリティ）」という下位類の存在については述べられていない（ただし、例文の解説の中で終助詞「ね」に触れ、「話し手の聞き手への発話・伝達の態度のあり方」[p.630]を表すものとしている。また、仁田氏は、同事典の「命題」の項目の解説において、「丁寧さ」を「命題外の文法カテゴリーである」[p.615]としている）。事典の解説という性質上（また、紙幅の都合もあって）、重要度の高い事柄に絞って記述したのであろう。

#### 4 仁田モダリティ論についての提言

竹林（2010）では、仁田（1991）から仁田（2009）までの仁田モダリティ論の展開（本稿第2節の内容）を詳しく見、仁田モダリティ論の大きな特徴だったもの——文類型重視——が失われる方向へと変遷していることを指摘した。この傾向は、仁田（2009）以降、さらに進んでいると考えられる。

前節（第3節）で見たように、仁田（2013）では、従来の「（言表）事態めあてのモダリティ」「発話・伝達のモダリティ」に加えて「客体的モダリティ」なるものを設定している。客体的モダリティは、「事態実現の様相」（可能性、傾向性）、「主体の事態への構え」（意図性、願望性）を表すものであり、基本的には「命題内容内の存在」（仁田，2013，p.155）である。客体的モダリティが文類型を決定するものでないことは言うまでもない。仁田（2013）は、モダリティを広めに捉えたと「命題の中にもモダリティが現れることになる」（p.140）と述べる。命題（言表事態）内にもモダリティ的な表現が現れることがある（それもモダリティと認定したい）というのは分かるが、モダリティの外延を広げることで、仁田モダリティ論の当初における、モダリティ設定の理念から（さらに）遠ざかってしまうのではなかろうか。

仁田（1991）が「言表態度」と「モダリティ」とを区別していた（「モダリティ」は「丁寧さ」と並んで「言表態度」の下位類とされていた）のは、文を文たらしめるもの——時枝（1941）以降の陳述論における「陳述」要素に相当するもの——としてモダリティを考えていたからであろう。言表事態めあてのモダリティ、発話・伝達のモダリティは、芳賀（1954）の「述定的陳述」「伝達の陳述」と似ている<sup>15)</sup>。ただし、芳賀（1954）が、述定的陳述のみでも（即ち、伝達の陳述なしでも）文が成立し得ると考えるのに対して、仁田モダリティ論では、発話・伝達のモダリティなしで（即ち、言表事態めあてのモダリティのみで）文が成立することはないと考えている。

このように、仁田モダリティ論では、発話・伝達のモダリティこそが文成立の決め手であるとしている。それでは、文の成立にとって発話・伝達のモダリティが必要不可欠なのは、なぜか。仁田氏は、その理由を言語活動のあり方に求める。仁田（1991）は、「言語活動は、話し手が外在世界や内在世界との関係において形成した判断や情報や感情や意志や要求などを聞き手（聞き手の存在の必要性の極めて低い場合も含めて）に発話・伝達すること（およびその了解）によって成り立っている活動である」（p.21）と述

べる。このような言語活動の基本的単位が文である。よって、文は、「発話—伝達的作用・機能を帯びてしか存在しえない」(p.21) のであり、「発話・伝達のモダリティを帯びることによって、初めて言語活動の単位体的存在として機能しうる」(p.21) ということになる。

仁田 (1991) にとって、発話・伝達のモダリティは「文の存在様式」(p.21) であり、それゆえに「発話・伝達のモダリティの下位類化は、文類型の下位類化でもある」(p.21) とされる。仁田 (1991) における発話・伝達のモダリティは、文類型を決定するものであった（したがって、終助詞「よ」「ね」「ぞ」等は、発話・伝達のモダリティとは言えども、「副次的モダリティ」として扱われていた）。

文を文たらしめ、文類型を決定するものをモダリティ（モダリティらしいモダリティ）と見る、仁田モダリティ論の当初の精神を大切にするのであれば、〈言表態度≠モダリティ〉とする仁田 (1991) の見方に戻り、かつ、モダリティを発話機能のモダリティに限定してはどうであろうか<sup>16)</sup>。そのとき、モダリティの規定は、〈モダリティとは、言語活動の基本的単位である文が、どのような類型的な発話—伝達的作用・機能を担っているのかの表し分けに関わる文法表現である〉というものになる。この規定は、仁田 (1991) における発話・伝達のモダリティの規定「〈発話・伝達のモダリティ〉とは、文をめぐっての発話時における話し手の発話・伝達的作用のあり方、つまり、言語活動の基本的単位である文が、どのような類型的な発話—伝達的作用・機能を担っているのかの表し分けに関わる文法表現である」(p.19) から前半部分を除いたものである。

モダリティの規定を上のような、発話機能のモダリティに限定したものにすると、「丁寧さ」や終助詞「よ」「ね」「ぞ」等のみならず、「(言表) 事態めあてのモダリティ」も、「言表態度」ではあってもモダリティではないことになる<sup>17)</sup>。

仁田 (1991) は、言表事態めあてのモダリティ（「判断」「待ち望み」）も「文類型を形成・決定するところのモダリティである」(p.68) と述べている。仁田 (1991) において「なければならない」「べきだ」等（後に「評価のモダリティ」と呼ばれるもの）が「副次的モダリティ」とされていたのは、これらの形式が文類型の決定に関与しないからである。しかし、「判断」（「認識のモダリティ」）も「待ち望み」（「意志願望的把握」）も、（少なくとも、発話機能のモダリティと同じような意味では）文類型を決定するものではないと考えられる。「判断」は「述べ立て」と「問いかけ」に係るものであり、「判断」のみで文類型が決まるわけではない（「述べ立て」の文になることもあるし、「問いかけ」の文になることもある）。また、「待ち望み」は「働きかけ」と「意図・願望」（仁田 [1991] の「表出」）に係るものであり、「判断」と同様に、「待ち望み」のみで文類型が決まるわけではない（「働きかけ」の文になることもあるし、「意図・願望」の文になることもある<sup>18)</sup>）。文を文たらしめ、文類型を決定するものをモダリティとするのであれば、「(言表) 事態めあてのモダリティ」とされてきたものはモダリティから外れることになると考えられる<sup>19)</sup>。

## 5 おわりに

本稿では、仁田（1991）から仁田（2009）までの仁田モダリティ論の変遷をまとめたのち、仁田（2009）以降に加えられた変更点を見、仁田モダリティ論についての提言——〈言表態度≠モダリティ〉とする仁田（1991）の見方に戻り、かつ、モダリティを発話機能のモダリティに限定してはどうかという見解——を記した。この提言は、仁田モダリティ論の大きな特徴であった文類型重視の見方が失われないようにという思いを込めてのものである。

仁田（2014a）における、発話機能のモダリティの四分類に従うと、文類型は〈働きかけ文〉〈意図・願望文〉〈述べ立て文〉〈問いかけ文〉の四種に大別される<sup>20)</sup>。〈働きかけ文〉〈意図・願望文〉は広義〈希求文〉としてまとめることもできるであろう（このとき、狭義〈希求文〉は〈意図・願望文〉を指す）。ただし、聞き手の存在を前提とする文か否かを重視してきた仁田モダリティ論の立場からは、〈働きかけ文〉（聞き手の存在を前提とする文）と〈意図・願望文〉（聞き手の存在を必ずしも前提としない文）を、広義〈希求文〉として括りたくないかもしれない。

本稿筆者は、竹林（2012）において、〈文を文たらしめるのは、言表者の「承認」「疑問」「希求」という三種の作用的意味である〉ということ述べ、「承認」「疑問」「希求」を「文の語り方」の三種とした。〈述べ立て〉〈問いかけ〉〈（広義）希求〉が文成立の決め手となるという見方は、竹林（2012）の見方と近い面がある。ただし、仁田モダリティ論が、「〈述べ立て〉の疑いの文にあっては、相手たる聞き手への積極的な伝達の意図を有していないことが、重要な要件である」（仁田，1991，p.35）として、「疑いの文」を「問いかけの文」とは区別し、述べ立て文の一種（下位類）とするのに対して、竹林（2012）の立場では、「疑いの文」も「問いかけの文」も疑問文として括られる。文の考察において、「相手たる聞き手への積極的な伝達の意図」の有無をどのくらい重く見るか、という点での相違の表れである。

尾上（2014）も、日本語学における二種のモダリティ論（「A説」「B説」と仮称されている<sup>21)</sup>）の違いをもたらしめているのは「結局、文をどのように見るのかという観点の相違であろう」とし、「A説では、文をその表す事態内容の面で見ようとする」のに対して、「B説では、文を言語活動の面で見ようとする」と述べている（p.627）。文研究において、聞き手への伝達ということはどう考えるかは、議論が深められるべき、重要な問題であると言えよう。



注

- 1) ただし、仁田（2009）以降の変更点の全てについて、一つ一つ、その変更が仁田モダリティ論にとって有効なのかを検討することはしない。特に重要と思われるもの（「客体的モダリティ」の追加）に限定する。
- 2) 「言表事態」とは「話し手が、現実との関わりにおいて、描き取った一片の世界、文の意味内容のうち客体的な出来事や事柄を表した部分」（仁田，1991，p.18）であり、「言表態度」とは「言表事態の意味に増減を与えない、言表事態に対する把握のし方や発話・伝達的な態度やあり方を表している部分」（仁田，1991，p.11）である。
- 3) 「丁寧さ」とは、「話し手の聞き手に対する述べ方の丁寧度に関わる態度を表すもの」（仁田，1991，p.193）である。
- 4) 「判断」とは「言表事態が、話し手によって確かなものとして捉えられているのか、不確かさを含むものとして捉えられているのか、どういった徴候の存在の元に推し量られたものであるのかなど、といった言表事態に対する話し手の認識的な態度のあり方を表すもの」（p.59）であり、「待ち望み」とは「言表事態の成立を望ましいもの・実現させたいものとして捉える、といった言表事態に対する話し手の把握のあり方」（p.59）である。
- 5) 「働きかけ」とは「話し手が相手たる聞き手に話し手自らの要求の実現を働きかけ訴えかけるといった発話・伝達的態度を表したもの」（p.24）、「表出」とは「話し手の意志や希望や願望といった自らの心的な情意を、取り立てて他者への伝達を意図することなく発するといった発話・伝達的態度を表したもの」（p.27）、「述べ立て」とは「話し手の視覚や聴覚などを通して捉えられた世界を言語表現化して述べたり、ある事柄についての話し手の解説・判断や解説・判断への疑念を述べるといった発話・伝達的態度を表したもの」（p.34）、「問いかけ」とは「話し手が聞き手に情報を求めるといった発話・伝達的態度を表したもの」（p.46）である。
- 6) ただし、仁田（2009）でも、「述べ立て・問いかけの文であれば、必ず認識のモダリティが出現したのに対して、評価のモダリティは、これがなくとも述べ立てや問いかけが成り立つという、述べ立てや問いかけにとって二次的なものである」（p.28。下線、竹林）と述べられてはいる。
- 7) 仁田（1999，2000）では単に「話し手の」となっているが、仁田（2009）では「発話時における話し手の」としている。
- 8) 仁田（2013）は、「主体の事態への構え」（意図性、願望性）について、「[「スルツモリダ」「シタイ」]などのように、文末・言い切り形・一人称ガ格・未実現事態といった条件のもとで使われた時、発話機能のモダリティにあっては情意の表明・表出、事態めあてのモダリティでは意志的把握・希望的把握に成り上がることがある」（p.155）と述べている。
- 9) 「取り立てて他者への伝達を意図することなく——他者への伝達を目指す場合もあれば目指さない場合もある、という姿勢で——発する」という説明は、やや分かりにくい。「取り立てて他者への伝達を意図することなく」というのであれば、他者への伝達を目指す（少なくとも、積極的には目指さない）場合のことであると解するのが普通であろうが、仁田氏の言う「取り立てて他者への伝達を意図することなく」は、他者への伝達を目指しているとは限らない（目指していない場合もある）という意味である。
- 10) 単に「モダリティの体系」と書かれている（「発話機能のモダリティ」と限定されていない）が、

これは仁田氏が発話機能のモダリティを、最もモダリティらしいモダリティと考えているためであろう（事態めあてのモダリティや、発話・伝達のモダリティの下位類たる「丁寧さ」「副次的モダリティ」「述べ方」をモダリティと認定しなくなったわけではないと考えられる。現に、仁田 [2014 a] には「認識のモダリティ」への言及がある）。仁田モダリティ論では、「文成立における発話・伝達のモダリティの優位性」（仁田, 2013, p.147）——文の成立にとっては、事態めあてのモダリティよりも発話・伝達のモダリティのほうが重要である、ということ——を説いており、「発話・伝達のモダリティの中心は、発話機能のモダリティである」（仁田, 2013, p.148）とされている。

- 11) 仁田 (2015) には従来の四分類とともに三分類（「働きかけ」「問いかけ」「表明・表出」）も記されており、仁田氏の中で、いずれの分類をとるか揺れていることが窺える。四分類をとるか三分類をとるかは、発話・伝達のモダリティを「事態実現系」「判断情報系」という二種に分けることをどれだけ重視するかによる可言えよう。
- 12) このことは、文法学会第7回集中講義「文・述語・モダリティ」（尾上圭介・仁田義雄、於：東京大学、2015年8月22・23日）の折に、仁田氏との個人的な話の中で確認をとった（この集中講義は同年8月8・9日に神戸大学でも行われているが、本稿で以下に言及するのは、本稿筆者が参加した東京会場のものである）。
- 13) 仁田 (2000, 2002) でも、事態めあてのモダリティを「認識のモダリティ」と「当為評価のモダリティ」に分けており、「待ち望み」に言及していない。仁田モダリティ論において「待ち望み」の扱いに揺れがあるようである（この、「待ち望み」の扱いの揺れについては、仁田氏自身、文法学会第7回集中講義 [注12を参照] の一日目の席上で述べていた）。
- 14) 「感動表出」は、仁田 (2013, 2014 a) におけるモダリティの分類の中に位置づけられていない。
- 15) 芳賀 (1954) の「述定的陳述」（単に「述定」とも言う）とは「それに先行して客体的に表現された（但し、感動詞一語文の場合に限り客体的表現を欠く）事柄の内容についての、話手の態度【断定・推量・疑い・決意・感動・詠嘆……など】の言い定め」（p.58）であり、「伝達の陳述」（単に「伝達」とも言う）とは「事柄の内容や、話手の態度を、聞手（時には話手自身）に向ってもちかけ、伝達する言語表示」（p.58）である。
- 16) 仁田 (1991) において「言表態度」の概念内容（「言表事態の意味に増減を与えない、言表事態に対する把握のし方や発話・伝達的な態度やあり方を表している部分」[p.11]）と「モダリティ」の概念内容（「現実との関わりにおける、発話時の話し手の立場からした、言表事態に対する把握のし方、および、それらについての話し手の発話・伝達的態度のあり方の表し分けに関わる文法的表現」[p.18]）とが大きく重なっていたことが、仁田 (1997) 以降、「言表態度＝モダリティ」となり、「モダリティ」の外延が広がってゆくことに繋がったと考えられる。
- 17) 「丁寧さ」については、仁田 (2015) にも「発話・伝達のモダリティとしては最も周縁的。命題を形成する意味要素ではないものの、モダリティに入れてよいのだろうか」（p.9。太字は原文のまま）と記されている。
- 18) ただし、仁田 (2015) には、「〈働きかけ〉では、事態めあてのモダリティが別途存在するとは捉えがたい」（p.7）と記されている。これが仁田氏の最近の見解である（仁田 [2013, p.151] も参照されたい）。

- 19) 尾上 (2015, p.4) [注12に記した文法学研究会第7回集中講義の配付資料] には、「仁田氏のモダリティ論への提案」として次のように述べられている (脱字の修正をせずに引用する)。

- 文法論としてはともかくも、文成立論に限定して読んだ場合の仁田氏のモダリティ論の唯一の弱点は、実質的に「事態めあてのモダリティ」だけで成立している文と「発話伝達のモダリティ」だけで成立している文とがあることであろう。すなわち、すべての文について文を成立させる要素としてのモダリティを2層に分けて設定する意味があるのかという問題である。
- この問題を解消するには、「事態めあてのモダリティ」だけで既に成立している文が二次的に場面内でどう働いているか (どのような言語活動を担っているか) を記述する、そういう (仁田流の) モダリティ論がありうるのではないだろうか。尾上の文成立論からすれば、それが受け入れやすい。
- あるいは、「発話伝達モダリティ」だけで文が成立するとして、「事態めあてのモダリティ」を設定しない論の組み立て方もありうるのではないか。そうすると「発話伝達モダリティ」が「働きかけ・表出・問いかけ・述べたて」の4種類である根拠はなくなるが、言語活動の多様性を拘い上げるためにはむしろその方が好都合ではないか。仁田氏の文観 (言語活動の基本的単位が文) を生かしつつ文成立論としてのモダリティ論を立てるとすれば、それが本筋であるようにも思う。

上に引用した尾上氏の提案の二番目は、本節 (本稿第4節) における提言内容と (提案の理由は異なるところがあるが、結果的に) 近い。ただし、本節では、発話・伝達のモダリティの中でも発話機能のモダリティのみをモダリティと認定してはどうか (「丁寧さ」, 終助詞「よ」「ね」「ぞ」等は、「言表態度」ではあっても、モダリティとしないほうがよい) という提言をしている点で、尾上氏の第二の提案と異なる。

なお、本節を含めて本稿の本文は、先に記した文法学研究会第7回集中講義より前 (同講義において、配付資料である尾上 [2015] や仁田 [2015] を目にする以前) に文章化されていたものであり、その文言を全く変えていない (ただし、注の一部は同講義後に加えた)。本節における、仁田モダリティ論への提言も、尾上 (2015) を見た後に書いたものではない。

- 20) 〈述べ立て文〉の下位類として、「鐘のない鐘撞堂に犬がつながれている。」のような「現象描写文」, 「美津は結局白状するだろう。」のような「判定文」, 「このお酒, よくないのかしら?」のような「疑いの文」がある (仁田, 1991, pp.34-35)。
- 21) 「非現実領域 (事実界未実現の領域および観念世界) にある事態を語るための専用の文法形式をモダリティ形式と呼び、モダリティ形式によって文にもたらされる意味をモダリティと呼ぶ」学説 (「A説」)。尾上氏のモダリティ論は、この立場) と「発話時の話者の主観や言表態度が文法形式によって表されたものをモダリティと呼ぶ」学説 (「B説」)。仁田氏のモダリティ論は、この立場) である (尾上, 2014, p.627)。

### [引用文献]

尾上圭介 (2014) 「モダリティ」日本語文法学会 編『日本語文法事典』大修館書店, pp.627-629。

- (2015) 「叙法論としてのモダリティ論と文の成立 補遺」文法学会第7回集中講義「文・述語・モダリティ」(於：東京大学, 2015年8月22・23日) 配付資料(全4頁)。
- 澤田治美 編 (2014) 『ひつじ意味論講座 第3巻 モダリティ I——理論と方法』ひつじ書房。
- 竹林一志 (2010) 「仁田義雄氏のモダリティ論の変遷」『総合文化研究』第16巻第2号, pp.23-34。
- (2012) 「承認, 疑問, 希求——文の語り方をめぐって」『解釈』第58巻第11・第12合併号, pp.2-11。
- 時枝誠記 (1941) 『国語学原論——言語過程説の成立とその展開』岩波書店。
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房。
- (1997) 『日本語のモダリティと人称』(第6刷) ひつじ書房。
- (1999) 「事態めあてモダリティの体系化への覚え書」春日正三先生古稀記念論文集刊行会編『ことばと文学と書 春日正三先生古稀記念論文集』双文社出版, pp.65-82。
- (2000) 「認識のモダリティとその周辺」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩『日本語の文法 3 モダリティ』岩波書店, pp.81-159。
- (2002) 「日本語の文法カテゴリー」飛田良文・佐藤武義 編『現代日本語講座 第5巻 文法』明治書院, pp.120-145。
- (2009) 「日本語におけるモダリティのタイプをめぐって」『日本語のモダリティとその周辺 仁田義雄日本語文法著作選 第2巻』ひつじ書房, pp.15-34 (ほぼ同じ文章が「日本語モダリティの分類」という題名で澤田治美 編 [2014] に所収)。
- (2013) 「モダリティ的表現をめぐって」遠藤喜雄 編『世界に向けた日本語研究』開拓社, pp.135-162。
- (2014 a) 「モダリティとしての命令表現」『日本語学』第33巻第4号, pp.55-65。
- (2014 b) 「モダリティ」日本語文法学会 編『日本語文法事典』大修館書店, pp.629-633。
- (2014 c) 「日本語モダリティの分類」澤田治美 編『ひつじ意味論講座 第3巻 モダリティ I——理論と方法』ひつじ書房, pp.63-83 (仁田 [2009] とほぼ同じ文章)。
- (2015) 「言語活動の基本的単位としての文とモダリティ」文法学会第7回集中講義「文・述語・モダリティ」(於：東京大学, 2015年8月22・23日) 配付資料(全12頁)。
- 芳賀綏 (1954) 「“陳述”とは何もの?」『国語国文』第23巻第4号, pp.47-61。